

議案第2号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、個人番号を利用することができる事務を追加することに伴い、改正する必要があるからである。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年愛西市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| | |
|------|--|
| 2 市長 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準じて外国人に対して行う事務であって規則で定めるもの |
|------|--|

別表第3の1の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同表に次のように加える。

| | | | |
|------|--|-------|---|
| 4 市長 | 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務に準じて外国人に対して行う事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの |
|------|--|-------|---|

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。